

## 筑北村空き家改修事業補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、村内の空き家の有効活用と人口増加に資するため、本村に自ら定住する目的で、空き家を購入又は賃借（以下「購入等」という。）した者が、当該空き家の改修を行う経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 別荘等一時的に使用する目的又は賃貸販売等の営利目的でなく、永住を前提とし、生活の本拠を村内に有することをいう。
- (2) 空き家 村内に存在する、居住の使用がされていない住宅をいう。
- (3) 移住者 筑北村以外から筑北村に移住し、住民登録をしている者若しくは住民登録することが明らかな者をいう。
- (4) 所有者 空き家の所有者をいう。
- (5) 転居者 村内の賃貸住宅から空き家に転居した者若しくは転居することが明らかな者をいう。
- (6) 起業 村内で新たに事業のための事業所、店舗又は工房等設置することをいう。

### (補助対象者)

**第3条** 補助の対象者は、この補助金の交付申請をした日（以下「申請日」という。）において次に掲げる要件全てを満たす者とする。

- (1) 空き家への移住者又は転居者で、当該空き家の所在地に住民登録し、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思がある者
- (2) 定住を目的とした移住者又は転居者で、購入等した空き家の所有者と3親等以内の親族でない者
- (3) 申請者及び申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者に市区町村に納付又は納入すべき税及び料金に未納がないこと。
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 申請者又は申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### (補助対象事業)

**第4条** 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、居住又

は起業のために行う空き家の改修事業で次に掲げる要件全てを満たす事業とする。

- (1) この補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに完了する事業
- (2) 賃貸契約を締結した空き家の場合は、当該空き家の所有者に空き家の改修工事を行うこと、原状回復義務を免除すること及び補助事業完了の日から5年間は、移住者又は転居者の居住の用に供することについて承諾を得ていること。
- (3) 当該補助金に係る改修に関して国、県又は村の制度による他の補助（筑北村木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱（平成20年筑北村告示第15号）及び長野県の環境配慮型住宅助成金交付要綱に基づく補助金を除く。）及び補償等を受けていないこと。
- (4) 前条第1号の規定により住民登録した日から起算して3年以内に申請する事業であること。
- (5) 改修工事を自ら行う場合を除き、村内業者又は村長が特に認めた業者と工事請負契約を締結した事業であること。

（補助対象経費及び補助金額）

**第5条** 補助対象経費は、前条に規定する事業の経費とする。ただし、備品（起業するために必要な備品を除く。）の購入は対象外とし、申請者が自ら改修工事を行う場合については、補助金の交付対象を原材料費に限ることとする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、筑北村空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 改修工事に係る見積書又は工事請負契約書の写し
- (3) 改修箇所を明示した住宅の平面図
- (4) 申請者の住民票謄本
- (5) 申請者及び申請者と現に同居し、若しくは同居しようとする者の直近の市区町村税等の納税証明書
- (6) 改修箇所の改修工事前の写真
- (7) 賃借した空き家については、所有者の同意書（様式第3号）
- (8) 改修工事に係る空き家が、筑北村空き家バンク情報登録制度実施要綱（平成24年筑北村告示第29号）第4条の規定により登録された空き家（以下

「登録空き家」という。) 以外の場合は、当該空き家に係る賃貸又は売買契約書の写し

(9) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、筑北村空き家改修事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

**第7条** 前条第2項の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた事業について、その内容を変更、中止又は廃止する事由が生じたときは、筑北村空き家改修事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を村長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 村長は、前項による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、空き家改修事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 交付決定者は、補助事業が完了したときは、空き家改修事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し(業者と工事請負契約を結んだ場合に限る)

(2) 改修工事に係る領収書の写し(原材料費を補助対象として申請する場合は、内訳のわかるものを添付する)

(3) 改修工事後の写真

(4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

**第9条** 村長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、完了検査を行い、適正と認めたときは、筑北村空き家改修事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第10条** 交付決定者は、前条に規定する確定通知書を受けた日から起算して10日以内に筑北村空き家改修事業補助金交付請求書(様式第9号)を村長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

**第11条** 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱又は法令に違反したとき。
  - (3) 交付の日から5年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出、又は取り壊し等により居住しなくなったとき。
  - (4) 交付の日から5年未満の間に廃業したとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 村長は前2項の規定により補助金の全部又は一部を取り消しするときは、筑北村空き家改修事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第12条** 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、村長が定める日までに取り消された額を返還しなければならない。この場合において、村長が返還を命ずる金額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）は、次表のとおりとする。

交付日からの経過年数	返 還 額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%

（補則）

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年9月1日告示第89号）

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則**（平成29年4月6日告示第51号）

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則**（平成30年5月2日告示第48号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**（令和5年2月1日告示第4号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

筑北村長 様

申請者 郵便番号 ー  
住所  
氏名 印  
電話番号（ ） ー

筑北村空き家改修事業補助金交付申請書

筑北村空き家改修事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円 (千円未満の端数は切捨て)  
空き家改修に係る事業費 円×1/2= 円 (上限50万円)
- 2 改修する空き家の状況

空き家の所在地	東筑摩郡筑北村
購入・賃借の区分	購入 ・ 賃借
改修等実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
居住部分に係る改修の内容	
起業部分に係る改修の内容	起業する業種：

添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
  - (2) 改修等工事の見積書又は工事請負契約書の写し
  - (3) 改修箇所を明示した住宅の平面図
  - (4) 申請者の住民票謄本
  - (5) 申請者及び同居若しくは同居しようとする者の直近の市区町村税等の納税証明書等
  - (6) 改修箇所の改修工事前の写真
  - (7) 賃借した空き家については、所有者の同意書（様式第3号）
  - (8) 登録空き家以外の場合は、当該空き家に係る賃貸又は売買契約書の写し
- (注意) 筑北村空き家改修事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の申請をすることのできない場合、又は補助金の交付を取り消され、若しくは補助金の返還を求められる場合があります。

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

筑北村長 様

筑北村空き家改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく交付申請にあたり、要綱に定める制度の趣旨を理解したうえで、申請いたします。

また、下記の事項について誓約し、要綱に違反したときは、補助金を直ちに返還します。

記

- 1 補助金の交付日から5年間は、他人への貸与、売却及び取り壊しはいたしません。
- 2 補助金の交付日から5年間は、転居、転出及び廃業はいたしません。
- 3 現在住民登録していない場合は、補助申請日の属する年度と同一年度内に筑北村に住民登録します。
- 4 私及びその同居者は、暴力団員でないことを誓約するとともに、必要があるときは、安曇野警察署に照会することに同意します。

年 月 日

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

様式第3号（第6条関係）（賃借の場合）

年 月 日

同 意 書

申請者が本補助金を利用し、下記の内容で空き家の改修を行うこと及び原状回復義務を免除することを承諾します。また、申請者が現賃借契約終了後も引き続き賃借を希望する場合には、補助金交付の日から5年間は、申請者以外への貸与及び売却又は取り壊しすることなく、申請者が居住の用に供することを承諾します。

記

空き家の所在地	東筑摩郡筑北村
居住部分に係る 改修の内容	
起業部分に係る 改修の内容	

年 月 日

所有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

-----  
(切り離さないこと)

所有者 様

私が貴殿と賃借契約した空き家について、筑北村空き家改修事業補助金交付要綱に基づき改修工事を行いたいので、上記同意書の内容について同意いただくようお願いします。

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑北村長

印

筑北村空き家改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました筑北村空き家改修事業補助金については、筑北村空き家改修事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付条件

- (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 筑北村空き家改修事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) この補助金の交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) この補助金については、本村職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。



様式第5号（第7条関係）

年 月 日

筑北村長 様

申請者 郵便番号 ー  
住所  
氏名 印  
電話番号 ( ) ー

筑北村空き家改修事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた筑北村空き家改修事業補助金について、次のとおりその内容等を変更（中止・廃止）したいので、筑北村空き家改修費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変更前	変更後
事業費	円	円
補助金額	円	円
変更内容及び変更理由		
添付資料	(1) 変更内容や変更箇所が確認できる図面 (2) 変更見積書又は変更契約書（事業費に変更がある場合のみ） (3) その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 補助事業の中止又は廃止

中止又は廃止の理由	
-----------	--

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑北村長

印

筑北村空き家改修事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更等の承認申請のありました筑北村空き家改修事業補助金については、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を決定しましたので、筑北村空き家改修事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金変更交付決定金額 金 円

3 補助金既交付決定金額 金 円

4 増 (減) 額 金 円

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

筑北村長 様

申請者 郵便番号 ー  
住所  
氏名 印  
電話番号 ( ) ー

筑北村空き家改修事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり筑北村空き家改修事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

空き家の所在地	東筑摩郡筑北村
購入・賃借の区分	購入 ・ 賃借
事業完了年月日	年 月 日
事業費	円
補助金額	

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し (業者と工事請負契約を結んだ場合に限る)
- (2) 改修工事に係る領収書の写し (原材料費を補助対象として申請する場合は、内訳のわかるものを添付する)
- (3) 改修工事後の写真

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑北村長

印

筑北村空き家改修事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった筑北村空き家改修事業補助金については、  
次のとおり補助金額を確定したので、筑北村空き家改修事業補助金交付要綱第9条の規定によ  
り通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

筑北村長 様

申請者 郵便番号 ー  
住所  
氏名 印  
電話番号 ( ) ー

筑北村空き家改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた筑北村空き家改修事業補助金について、次のとおり筑北村空き家改修事業補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先（交付決定者名義に限る。）

金融機関名	銀行 信用金庫 本店(所) 支店(所) 農協
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第10号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

筑北村長

印

筑北村空き家改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した筑北村空き家改修事業補助金については、筑北村空き家改修事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり補助金の交付の取消しをしたので通知します。

記

1 取消額 金 円

2 取消理由